平成２４年（フ）第１７４６号
大阪市東成区中本１丁目５番24―1105号
債務者　藤本　明子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５１号
大阪府大阪市鶴見区今津北４丁目８番38号301
債務者　安達　優佳
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０号
兵庫県宝塚市旭町１丁目６番10―509号
債務者　永井久美子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９５号
千葉県柏市緑台７番地９　グランメールＢ―103号
債務者　笹原隼之介
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９６号
千葉県柏市緑台７番地９　グランメールＢ―103号
債務者　笹原　　愛（旧姓平尾・西尾）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０７号
千葉県松戸市稔台１丁目33番地の３
債務者　金子　修子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０８号
千葉県松戸市稔台１丁目33番地の３
債務者　金子　澄江
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０９号
千葉県松戸市稔台１丁目33番地の３
債務者　金子　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１０号
千葉県松戸市稔台１丁目33番地の３
債務者　金子　文昭
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９号
山口県周南市大字徳山5516番地の14メゾンベールＡ―102号
債務者　橋本　**隆**治
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１９号
佐賀県唐津市魚屋町2016番地　有馬アパート２号
債務者　松本ミユキ
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２０号
佐賀県唐津市魚屋町2016番地　有馬アパート３Ｆ２号
債務者　松本　　歩
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６５号
青森県東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻50番地
債務者　志賀　健祐
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
和歌山県海草郡紀美野町小畑834番地56
債務者　猪瀬　佳美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８４号
和歌山市吉原779番地
債務者　西　　政城
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９１号
和歌山県岩出市中島993番地　105号
債務者　大倉　誉志
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９９号
和歌山県有田市港町445番地
債務者　藤井　美恵（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
和歌山市梅原339番地の２
債務者　陶　　仁人
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係